

**令和5年度
福岡県産業廃棄物処理業者講習会
＜資料＞**

福 岡 県

廃棄物処理法について

- 1 産業廃棄物**
- 2 廃棄物の処理**
- 3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度**
- 4 産業廃棄物処理業者の帳簿の備え付け**
- 5 各種申請等**

(参考)

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和45年法律第137号)

令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
(昭和46年政令第300号)

規：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
(昭和46年厚生省令第35号)

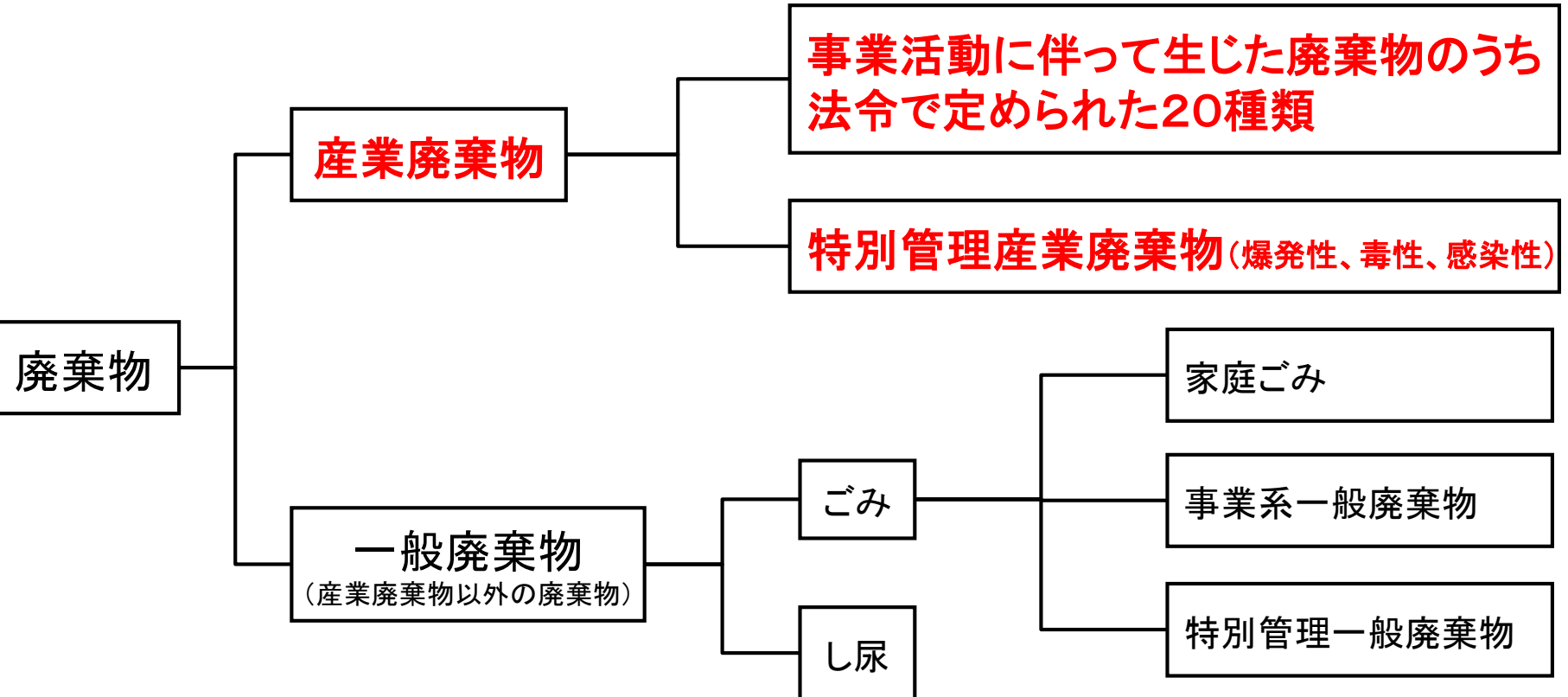
県条例：福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例
(平成14年条例第80号)

県施行細則：福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
細則(平成4年規則第58号)

1 産業廃棄物

廃棄物の区分

廃棄物: 固形状、液状の不要物



廃棄物処理法で廃棄物の種類が定められている

産業廃棄物の種類（1）

種 類	具 体 例
(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ、その他焼却かす
(2) 汚泥	排水処理および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、炭酸カルシウムかす、カーバイトかす、建設汚泥等
(3) 廃油	廃潤滑油、絶縁油、廃切削油、廃溶剤、廃タールピッチ等
(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃苛性ソーダ廃液、アルカリ性めっき廃液等、すべてのアルカリ性廃液
(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状のすべての合成高分子系化合物
(7) ゴムくず	天然ゴムくず
(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず、古鉄
(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	空きびん、レンガくず、石膏くず、石膏ボード、製造過程で発生したコンクリートくず
(10) 鉱さい	高炉・電炉等の溶解炉かす、鋳物廃砂、不良鉱石
(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート・レンガ・かわら等の破片、アスファルト破片
(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、産業廃棄物焼却施設の集じん施設で集められたばいじん

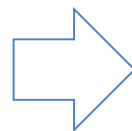
あらゆる事業活動に伴うもの

産業廃棄物の種類（2）

	種 類	具 体 例
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙・板紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、木材または木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、樹皮等、物品賃貸業から生ずる家具・器具類等、 <i>貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず(全業種)</i>
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、繊維工業(縫製を除く)から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等
	(17) 動物系固形不要物	と畜場で発生した牛豚等の不要部分、食鳥処理場で発生した鶏等の不要部分
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、鶏等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、鶏等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固形化処理物)		

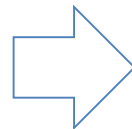
産業廃棄物と一般廃棄物の例

- ・家屋解体で生じた木くず
- ・木製パレット
- ・道路建設のために伐採した木



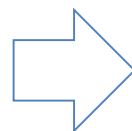
産業廃棄物
(木くず)

- ・造園業者が剪定した木くず



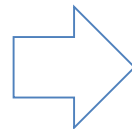
一般廃棄物

- ・食料品製造工場で生じた食品くず



産業廃棄物
(動植物性残さ)

- ・飲食店やスーパーで生じた食品くず



一般廃棄物

安定型産業廃棄物について

(令第6条第1項第3号イ)

- 1 **廃プラスチック類** (自動車又は電気機械器具を破砕したもの、廃プリント配線板、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物を除く)
- 2 **ゴムくず**
- 3 **金属くず** (自動車又は電気機械器具を破砕したもの、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物を除く)
- 4 **ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず** (自動車又は電気機械器具を破砕したもの、ブラウン管の側面部、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物を除く)
- 5 **がれき類**
- 6 **環境大臣が指定する産業廃棄物** (石綿を溶融又は無害化処理したものなど)

窯業系サイディング材について

ほとんどの窯業系サイディング材は、
セメント＋**繊維質原料**(木質繊維、木片、パルプ等)からなる成形板

木質繊維等を含むものは
「安定型産業廃棄物として取り扱うことはできない」

平成23年3月30日付環境省通知「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)」



見た目は
スレート



木片あり

※ 見た目では判別が付きにくい場合あり

水銀産業廃棄物について

廃棄物処理法施行令改正により、新たに以下の廃棄物が定義
(平成29年10月1日施行)

1. 水銀使用製品産業廃棄物

水銀を使用した「電池」「蛍光ランプ」「電気制御用のスイッチ及びリレー」「水銀体温計」「水銀式血圧計」など

2. 水銀含有ばいじん等

- ① 水銀を15mg/kgを超えて含有する「燃え殻」「鉱さい」「ばいじん」「汚泥」
- ② 水銀を15mg/Lを超えて含有する「廃酸」「廃アルカリ」

3. 水銀汚染物(特別管理産業廃棄物)

4. 廃水銀等(特別管理産業廃棄物)

特別管理産業廃棄物の種類

種類	性状および具体例	
引火性廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油 《関連事業》紡績、新聞、香料製造、医療品製造、石油精製、電気めっき、洗濯、科学技術研究、その他	
腐食性廃酸 腐食性廃アルカリ	pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液 《関連事業》カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究、その他	
感染性 産業廃棄物	感染性病原体を含むか、そのおそれのある産業廃棄物（血液の付着した注射針、採血管等） 《関連事業》病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、その他	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等 PCB汚染物 PCB処理物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃PCBおよびPCBを含む廃油 ・ PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布もしくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、またはPCBが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類 ・ 廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
	廃水銀等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設等から生ずるもの ・ 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材、およびその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの ・ 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業所の粉じん装置で集められたもの等
	有害産業廃棄物	有害金属等を含む産業廃棄物

石綿含有仕上塗材が 産業廃棄物になったものについて

石綿含有仕上塗材が除去等に伴い産業廃棄物になったものについては、令和3年3月の石綿含有産業廃棄物処理マニュアルの改正により、特別管理産業廃棄物である廃石綿から産業廃棄物である石綿含有産業廃棄物に区分が見直され、除去工法によってはその品目が汚泥に該当する場合もあることが示された。(泥状のもののみ。泥状でないものは「廃プラスチック類」又は「がれき類」に該当。)

この改正に伴い、石綿含有産業廃棄物を含む産業廃棄物の種類に汚泥が追加された。

なお、石綿含有仕上塗材が産業廃棄物になったものの運搬には、石綿含有産業廃棄物として破碎しないこと、他と区分することが求められるほか、石綿含有産業廃棄物処理マニュアルにより、耐水性プラスチック製袋で二重梱包し、その状態のまま運搬すること等が求められている。

石綿含有建材の種類	(特別管理)産業廃棄物の種類	
	令和3年3月まで	令和3年4月以降
吹き付け石綿(レベル1)、 石綿含有断熱材等(レベル2)	廃石綿等(特別管理産業廃棄物)	
石綿含有スレート等(レベル3)	石綿含有産業廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類)(汚泥は含まれない)	
石綿含有仕上塗材(吹付け以外)	石綿含有産業廃棄物	
石綿含有仕上塗材(吹付けのみ)	廃石綿等(特別管理産業廃棄物)	石綿含有産業廃棄物(汚泥に該当する場合あり)

※ 石綿含有産業廃棄物に係る産業廃棄物の種類は、都道府県・政令市により異なる場合がある

2 廃棄物の処理

産業廃棄物処理業の種類

種類		産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)	特別管理産業廃棄物
事業	収集運搬	産業廃棄物収集運搬業	特別管理産業廃棄物収集運搬業
	処分	産業廃棄物処分業	特別管理産業廃棄物処分業

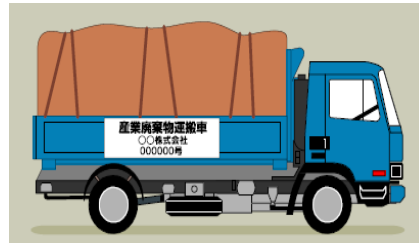
- ※ 取り扱う産業廃棄物の種類及び事業の内容に応じた許可が必要
- ※ 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業は、それぞれ、別の許可になり、他の許可で代替はできない

産業廃棄物処理に係る許可区分

排出



運搬



処分



排出事業者が
自ら行う場合
(自社処理)

収集運搬業許可
不要

- ・処分業許可**不要**
- ・種類や規模によっては
施設設置許可**必要**

人に頼む場合
(委託処理)

<委託先>
収集運搬業許可
必要
(一部例外あり)

<委託先>

- ・処分業許可**必要**
(一部例外あり)
- ・種類や規模によっては
施設設置許可**必要**

他人の産業廃棄物を処理する場合、業許可が必要

建設工事における排出事業者

建設廃棄物

発注者

施工業者

元請

下請

孫請

運搬業者



処分業者

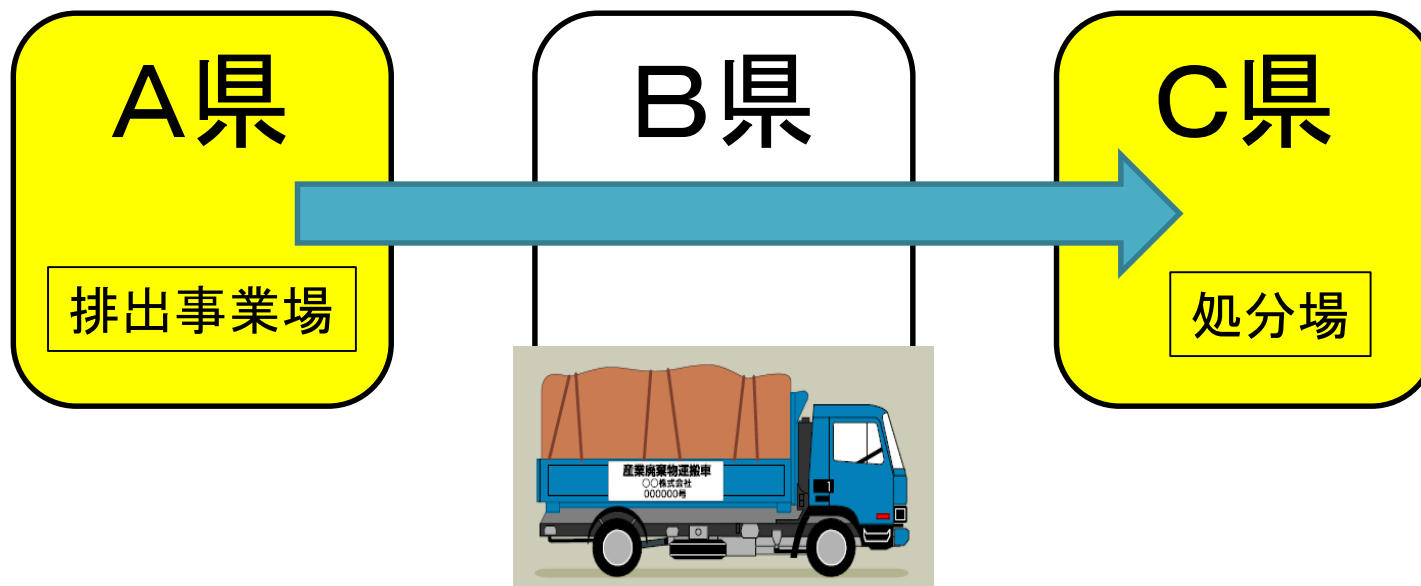


排出事業者はだれ？

排出事業者 = 元請

- 下請が産業廃棄物を運搬する場合は・・・
- ・下請は**産業廃棄物収集運搬業許可**が必要
 - ・元請と下請とで**委託契約**が必要

収集運搬業許可が必要な区域



(通過のみ、積み下ろしなし)

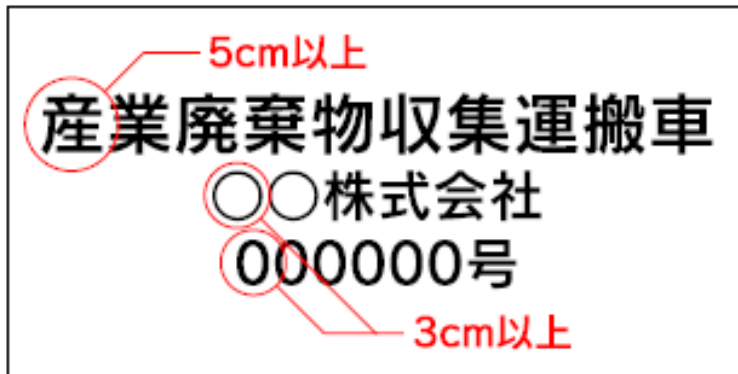
A県とC県の収集運搬業許可が必要
(B県の許可は不要)

処理基準：収集運搬

一般的な内容

- ・飛散流出防止
- ・悪臭、騒音、振動防止等・・・

運搬車の表示・備付書面(収集運搬業者の場合)



- (・許可証の写し
・産業廃棄物管理票) を備付け

※電子情報処理組織使用の場合は別途規定あり

保管に係る規定

- ・**原則禁止**(基準に適合する積替えのみ可)
- ・他人の産業廃棄物を処理する場合は積替え保管を含む**許可が必要**

処理基準：処分

一般的な内容

- ・飛散流出防止
- ・悪臭、騒音、振動防止等・・・

廃棄物の焼却

- ・**構造の基準** (二重扉、助燃装置、温度計、800℃以上で焼却できる構造 等)
- ・**焼却方法** (黒煙が発生しないように 等)

保管に係る規定

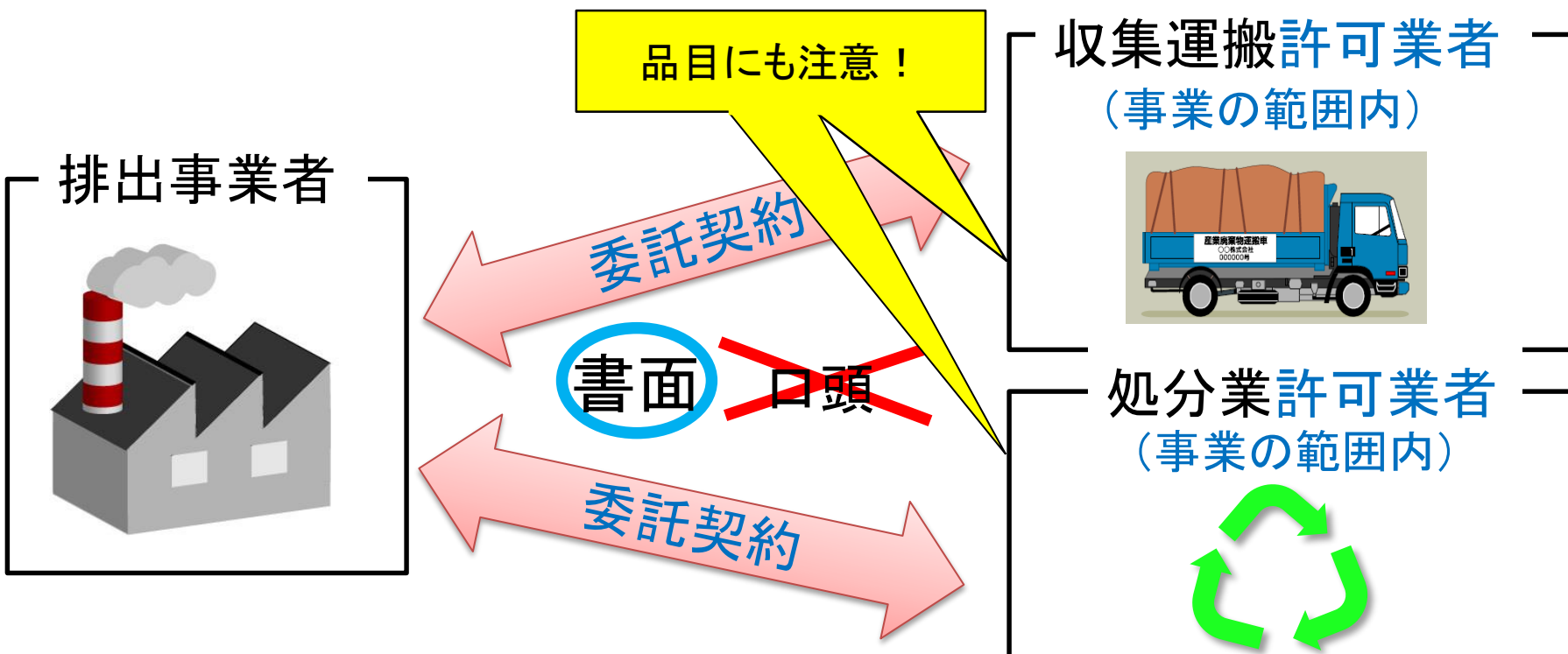
- ・囲い、掲示板
- ・飛散・流出・地下浸透・悪臭防止
- ・ねずみ等の発生防止
- ・**積上げ高さ制限**
- ・**保管上限：処分能力×14日分※**
※例外あり
- ・適正な処分・再生にやむを得ない期間以上の保管禁止

産業廃棄物委託基準

- ◆ 許可を受けた処理業者に委託すること
- ◆ 委託しようとする処理の内容がその事業範囲に含まれていること
- ◆ 委託契約は書面により行うこと
 - ※ 記載事項、添付書類について規定あり
(公財)日本産業廃棄物処理振興センターHP参照
(<https://www.jwnet.or.jp/waste/index.html>)
- ◆ 委託契約書には必要な条項が含まれ、かつ、許可証の写し等が添付されていること
 - ※ 特別管理産業廃棄物の委託処理の場合、あらかじめ委託しようとする当該廃棄物の種類、数量、取扱いの際の注意事項等の情報を文書で通知すること
- ◆ 委託契約書は、契約終了日から**5年間保存**

委託基準

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する(人に頼む)時の基準
※処分業者が処理後物を委託する時も同様



排出事業者の注意義務(法第12条第7項)

運搬、処分を委託する場合の最終処分までの注意義務

- (例)
- ・適正な処理料金を負担する
 - ・事業の用に供する施設を実地又はデジタル技術を用いて確認する
 - ・不適正処理が行われる可能性を知った際に、
処理委託や廃棄物の引渡しを中止する 等

委託契約書に関して誤りが多い事例

- 数量、金額、期間等が未記載
- 運搬先住所が未記載
- 最終処分場所が未記載
- 許可更新前の許可証の写しが添付
- 産業廃棄物の種類の追加や荷姿の変更に伴う変更契約手続きがなされていない
- 積替え保管がある場合の契約書の不備
現場 → 積替え保管場所 → 処分業者(処理施設)
現場から積替え保管場所までの運搬契約はあるが、
積替え保管場所から処理施設までの運搬契約が未締結

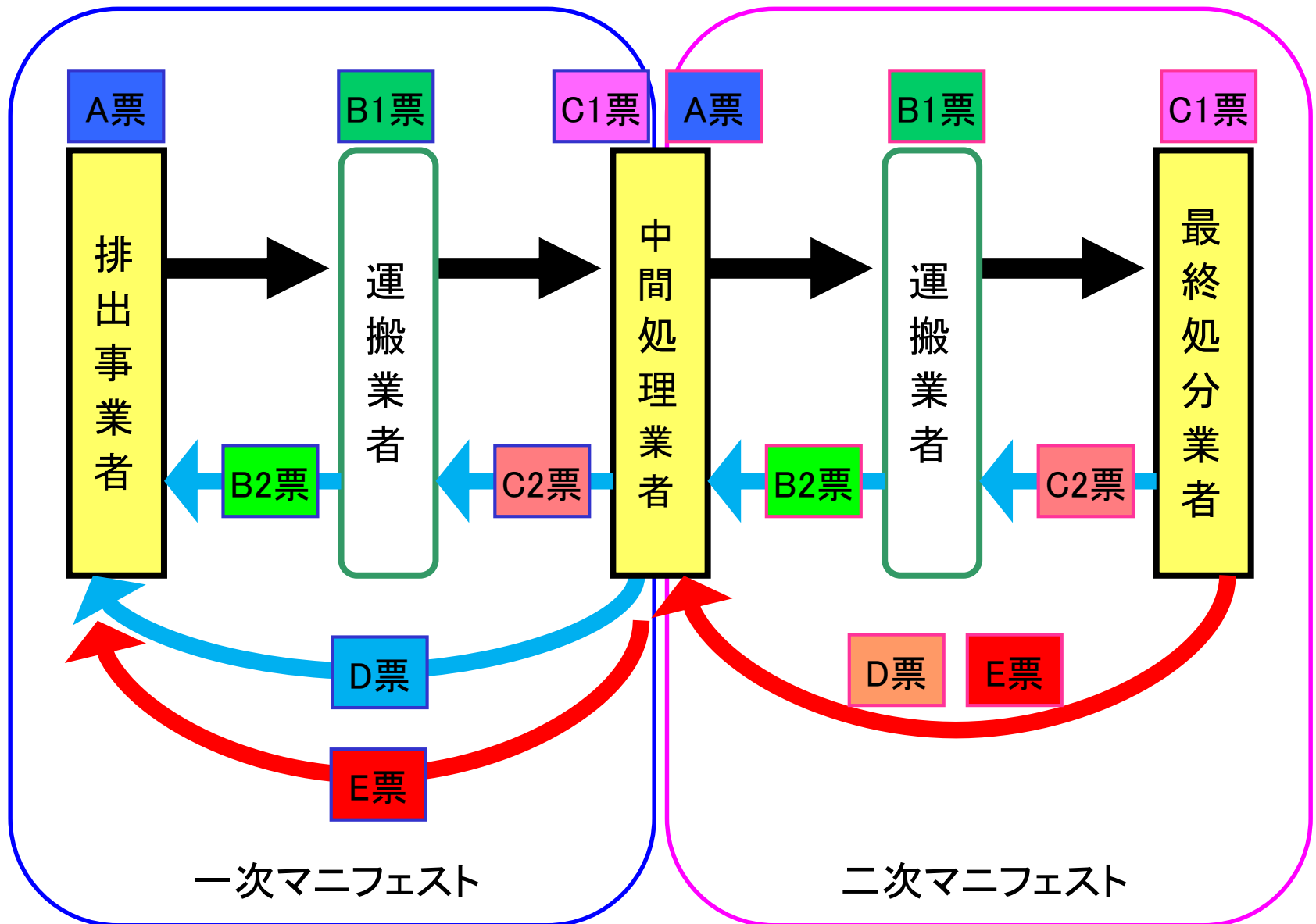
3 産業廃棄物管理票(マニフェスト) 制度

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付の義務

(特別管理)産業廃棄物処理業者にその処理を委託する場合、
産業廃棄物管理票を交付しなければならない。(法第12条の3第1項)

- 排出事業者が産業廃棄物の流れを自ら把握・管理し、不法投棄の防止等、適正な処理を確保することを目的とした制度
 - 産業廃棄物の引渡しと同時に交付
 - 産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付
 - 複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、これを1つの種類としてマニフェストを交付して差し支えない
 - 産業廃棄物が1台の運搬車に積み込まれた場合であっても、運搬先が複数である場合には運搬先ごとに交付
 - 産業廃棄物の種類、数量、受託者の氏名等を記載
 - 交付したマニフェスト及び、送付されたマニフェストの写しを保管(5年間)

マニフェストの流れ



マニフェストの記載事項 (1)

(規第8条の21第1項)

◆排出事業者が記載すべき事項

- ① 交付年月日
- ② 交付番号(一般的に印字済み)
- ③ (排出事業者の)氏名又は名称及び住所
- ④ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- ⑤ マニフェストの交付を担当した者の氏名
- ⑥ 産業廃棄物の種類
- ⑦ 数量、荷姿等
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその数量)

マニフェストの記載事項 (2)

◆排出事業者が記載すべき事項(続き)

- ⑧ 中間処理業者にあつては、当該産業廃棄物に係るマニフェスト交付者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号(電子マニフェストの場合は登録番号)
- ⑨ 最終処分を行う場所の所在地
- ⑩ 運搬を受託した者の氏名又は名称及び住所
- ⑪ 運搬先の事業場の名称及び所在地
- ⑫ 処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
- ⑬ 運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

マニフェストの例 A票

交付年月日	① 年 月 日	交付番号	21 ② 560474	整理番号		交付場所	氏名	⑤	
事業者 (排出者)	氏名又は名称	④		事業 (排出事業場)	名称	③			
	住所 千	電話番号		所在地 千	電話番号				
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	⑦		備考	
	<input type="checkbox"/> 0188 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1208 金属くず	<input type="checkbox"/> 3200 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 1424 燃えがら(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0204 汚泥	<input type="checkbox"/> 1304 びろくろ油くず	<input type="checkbox"/> 3310 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 1425 廃油(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0302 炭渣	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 3100 強酸	<input type="checkbox"/> 1426 汚泥(有害)		産業廃棄物の名			
	<input type="checkbox"/> 0404 炭酸	<input type="checkbox"/> 1500 がい	<input type="checkbox"/> 3110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 1427 炭酸(有害)		有害物質等		処分方法	
	<input type="checkbox"/> 0504 炭アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 窯	<input type="checkbox"/> 3230 炭アルカリ	<input type="checkbox"/> 1428 炭アルカリ(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 3210 炭アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 1429 ばいじん(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 3320 感受性廃棄物	<input type="checkbox"/> 1430 1号廃棄物(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 3400 PCB等	<input type="checkbox"/> 1440 廃水銀等					
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物死体の干遺物	<input type="checkbox"/> 7421 塵石綿等						
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥						
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 藍うい(有害)						
	中間処理 産業廃棄物	⑧ 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)							
最終処分 の場所	⑨ 名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当票記載のとおり								
運搬委託者	氏名又は名称	⑩	住所 千	電話番号	運搬業(処分事業場)	名称	⑪	所在地 千	電話番号
処分委託者	氏名又は名称	⑫	住所 千	電話番号	処分又は保管	名称	⑬	所在地 千	電話番号
運搬の委託	委託者の氏名又は名称 (運搬団体の氏名)	受領印	譲渡年月日	年 月 日	有害物別管理票				
処分の委託	委託者の氏名又は名称 (処分団体の氏名)	受領印	処分年月日	年 月 日	最終処分				
最終処分 を行った場所	⑨ 名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)								
組合確認	B2票	年 月 日							
	D票	年 月 日							
	E票	年 月 日							

一次マニフェストの場合記入不要
空欄の場合は、斜線を引く

送付期限
D票: 交付日から90日以内
(特別管理産業廃棄物は60日以内)
E票: 交付日から180日以内

マニフェストの記載事項 (3)

◆運搬受託者が記載すべき事項

- ⑭ 運搬受託者の氏名又は名称及び運搬を担当した者の氏名
- ⑮ 運搬終了年月日
- ⑯ 有価物拾集量
※積替え保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物(有償で売却できる物に限る)の拾集を行った場合の拾集量を記載する。

マニフェストの記載事項 (4)

◆処分受託者が記載すべき事項

- ⑰ 処分受託者の氏名又は名称及び処分を担当した者の氏名
- ⑱ 処分終了年月日
- ⑲ 最終処分終了年月日
※再生を受託した場合は、中間処理をして客観的に有償譲渡できる性状の物とした年月日
- ⑳ 最終処分を行った場所

マニフェストの例 E票

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	年 月 日	交付番号	21480560474	製造番号		交付者氏名		
事業者 (発出者)	氏名又は名称			名称				
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号				
産業 廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)		荷姿	
	<input type="checkbox"/> 3100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性液体	<input type="checkbox"/> 7400 燃えがら(有害)	産業廃棄物の名称			
	<input type="checkbox"/> 3200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 金属(有害)	<input type="checkbox"/> 7610 引火性液体(有害)	<input type="checkbox"/> 7420 廃油(有害)				
	<input type="checkbox"/> 3300 腐蝕液	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 7620 強酸	<input type="checkbox"/> 7430 汚泥(有害)	有害物質等			
	<input type="checkbox"/> 3400 腐蝕物	<input type="checkbox"/> 1500 ばれき類	<input type="checkbox"/> 7630 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7440 廃酸(有害)				
	<input type="checkbox"/> 3500 溶アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 茶室のふん屋	<input type="checkbox"/> 7640 溶アルカリ	<input type="checkbox"/> 7450 溶アルカリ(有害)	処分方法			
	<input type="checkbox"/> 3600 プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7650 溶アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7470 ばいじん(有害)				
	<input type="checkbox"/> 3700 鉄くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7660 毒発性産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 7480 毒発性産業廃棄物	備考 - 過信欄			
	<input type="checkbox"/> 3800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7670 PCB等	<input type="checkbox"/> 7490 農水銀等				
	<input type="checkbox"/> 3900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物の死体(有害)	<input type="checkbox"/> 7680 農水銀等		<input type="checkbox"/> 本票使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石炭含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物			
	<input type="checkbox"/> 1000 動物性残渣		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥					
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7623 紙くず(有害)					
中間処理業者	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)							
最終処分の種類	<input type="checkbox"/> 後継記録のとおり							
	<input type="checkbox"/> 当票記録のとおり							
	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当票記録のとおり							
運搬委託者	氏名又は名称			名称				
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号				
処分委託者	氏名又は名称			名称				
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号				
送付の型別	授託者の氏名又は名称 (運搬委託者の氏名)		⑭	受領印	送付年月日	⑮	数量(及び単位)	⑯
送付の型別	授託者の氏名又は名称 (処分委託者の氏名)		⑰	受領印	処分年月日	⑱	最終処分年月日	⑲
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号		⑳	(委託契約書記載の場所において委託契約書記載の番号)				

送付期限
 B2票: 運搬終了日から10日以内
 C2票: 処分終了日から10日以内
 E票: 二次マニフェストのE票が
 送付された日から10日以内

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (マニフェスト報告)

産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)を交付した事業者は、前年度の交付等の状況を毎年6月30日までに県に報告が必要です。
※電子マニフェスト使用分は不要(情報処理センターが代行報告)

様式第三号(第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和 年度)

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

報告者
住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出し

事業場の名称				業 種						
事業場の所在地		電話番号								
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合に記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

二次マニフェストを交付した中間処理業者も必要です。

注意事項

福岡県知事 殿

廃棄物の処理及び清掃

事業場の名

事業場の所在地

電話番号

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所

・同一の都道府県の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2つ以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること

・産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること

・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を明らかにすること

・処分先の住所は、運搬先の住所と同じである場合には、記入する必要はないこと

備考

- 1 この報告書は、前年
- 2 同一の都道府県（同
- 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 4 業種には日本標準
- 5 運搬又は処分を委託
- 6 処分場所の住所は、
- 7 区間を区切って運搬

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出先(県域)

報告書は、**産業廃棄物を排出する事業場の所在地**を管轄する
下表の提出先に提出してください。※1

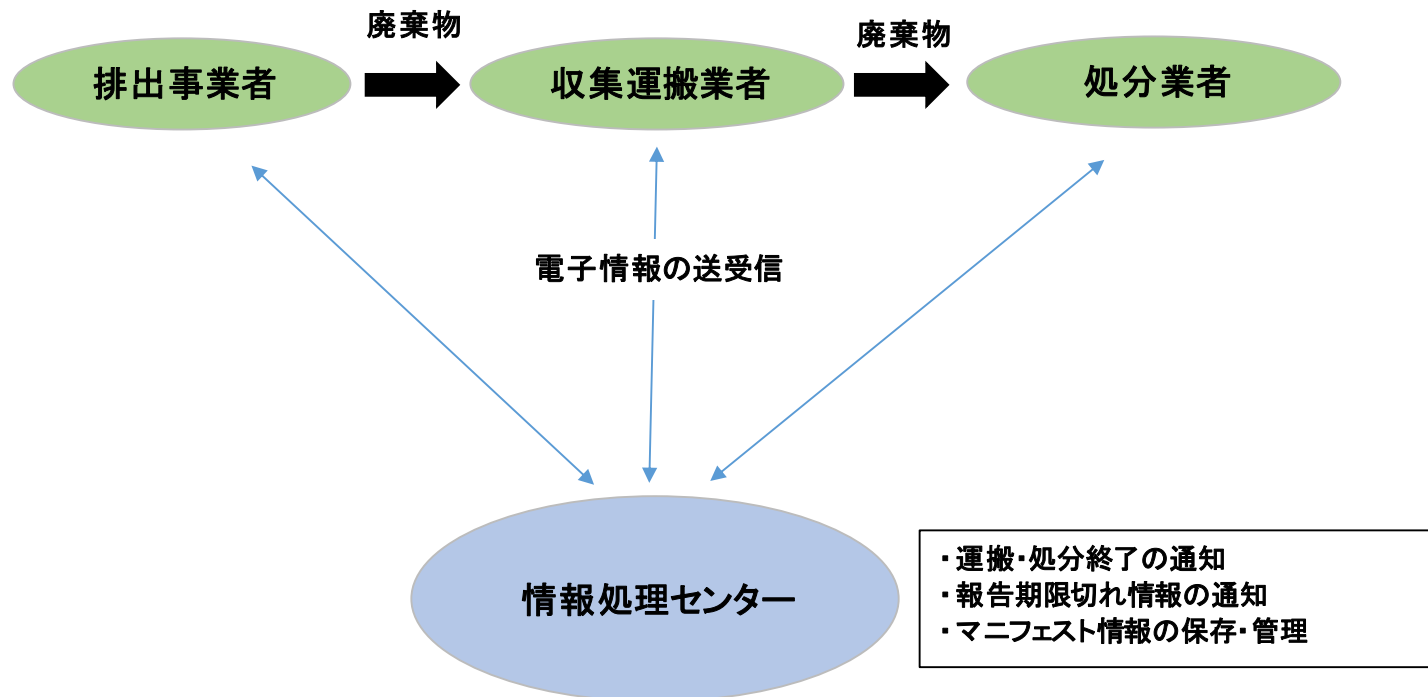
事業場の所在地	提出先機関名	住所	電話番号
筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、糸島市、那珂川市	福岡県筑紫保健福祉環境事務所 環境指導課	〒816-0943 大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎内	092-513- 5612
中間市、遠賀郡、 古賀市、粕屋郡、 宗像市、福津市	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 環境指導課	〒811-3436 宗像市東郷1-2-1 宗像総合庁舎内	0940-36- 6322
直方市、宮若市、鞍手郡、 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡、 田川市、田川郡	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境指導課	〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎 別館2F	0948-21- 4812
小郡市、三井郡、 朝倉市、朝倉郡、 うきは市	福岡県北筑後保健福祉環境事務所 環境課	〒839-0861 久留米市合川町1642-1 久留米分庁舎内	0942-30- 1058
大牟田市、柳川市、みやま市、 八女市、筑後市、八女郡、 大川市、三潴郡	福岡県南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課	〒834-0063 八女市大字本村25 八女分庁舎内	0943-22- 6964
行橋市、京都郡、 豊前市、築上郡	福岡県京築保健福祉環境事務所 環境課	〒824-0005 行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内	0930-23- 2380

※1 北九州市、福岡市、久留米市内にある事業場については、それぞれの市役所に提出してください。35

電子マニフェスト（1）

○ 電子マニフェストとは

排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が
情報処理センターを介したネットワークで、マニフェ
スト情報を電子化してやりとりする仕組み



電子マニフェスト（2）

○ 電子マニフェストのメリット

(1) 事務処理の効率化

- マニフェストの保管が不要
- 情報処理センターが県に報告するため産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要

(2) 法令の遵守

- マニフェストの記載漏れを防止
- 処理完了報告確認期限を自動的に通知

(3) データの透明性

- 排出、収集、処分の3者の誰かが単独で情報の修正・取消を行うことはできない

電子マニフェストの料金

(税込)

利用者	排出事業者			収集運搬業者	処分業者		
利用区分	A料金	B料金	C料金 (団体加入料金)	—	報告機能のみ	報告＋二次登録	
						A料金	B料金
基本料(1年間)	26,400円	1,980円	110円	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円
使用料(登録1件につき)	11円	(90件まで無料) 22円	(5件まで無料) 22円	—	—	11円	(90件まで無料) 22円
利用の目安となる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	—	—	—	1,381件以上	1,380件以下

(令和6年1月1日時点)

※ 詳細は、JWセンター(公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター)のホームページ(<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/youshiki/payment/fee/index.html>)を参照してください。

電子マニフェストの加入

○電子マニフェストに加入するには
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
(JWセンター)に御相談ください

〈サポートセンター〉

お問合せは、ホームページの「お問合せフォーム」にて
受付

※電話サポート（0800-800-9023） 通話料無料

平日：9：00～12：00、13：00～16：30

〈ホームページアドレス〉

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

マニフェストの適正な運用（1）

【虚偽の管理票の交付等の禁止】

- 収集運搬業者又は処分業者等は、運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をして管理票を交付することが禁止されている。
- 運搬受託者又は処分受託者は、管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けることが禁止されている。
- 運搬受託者又は処分受託者は、運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、虚偽の記載をして、管理票（B2票、D票）を送付することが禁止されている。
- 処分受託者は、最終処分が終了していないにもかかわらず、虚偽の記載をして管理票（E票）を送付することが禁止されている。

※電子マニフェストも同様に、虚偽報告等を行うことが禁止されています。

※マニフェスト（電子マニフェストを含む）の虚偽送付等は、不法投棄や再委託基準違反等の重大な法違反となる不適正処理が行われている可能性があります。

マニフェストの適正な運用（2）

（不適正な運用例）

- 運搬受託者が、廃棄物の運搬が終了していないにもかかわらず、B2票を送付する。
- 処分受託者が、廃棄物の処分が終了していないにもかかわらず、C2票、D票を送付する。
- 処分受託者が、最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けていないにもかかわらず、E票を送付する。E票の最終処分を行った場所について、未記載や契約書との不整合がある。

※電子マニフェストの場合

- 運搬受託者又は処分受託者が、廃棄物の運搬又は処分が終了していないにもかかわらず、情報処理センターに運搬終了又は処分終了の報告を行う。
- 処分受託者が、最終処分が終了した旨の通知を受けていないにもかかわらず、情報処理センターに最終処分終了の報告を行う。

電子マニフェストの留意事項（1）

【電子マニフェストの登録】

- 電子マニフェストにおいては、排出事業者が「登録」を行わないと、その後の運搬受託者や処分受託者が、終了報告等を行うことができない。
- また、廃棄物の引渡し後3日以内（休日等を除く）に登録されない場合は、管理票の不交付となり、廃棄物処理法違反となる。
- 適正処理の確保や登録漏れによる法違反を防止する観点から、電子マニフェストを利用する排出事業者は、原則として産業廃棄物の引渡し後、即時に「登録」することが望ましい。

電子マニフェストの留意事項（2）

【運搬終了報告、処分終了報告及び最終処分終了報告】

- 運搬受託者又は処分受託者は、運搬又は処分を終了した日から3日以内（休日等を除く）に情報処理センターに終了年月日等を報告する必要がある。
 - 処分受託者は、最終処分が適正に終了したことを確認の上、3日以内（休日等を除く）に情報処理センターに最終処分が終了した旨を報告する必要がある。
- ※ 電子マニフェストを利用する運搬受託者又は処分受託者は、排出事業者が確実に「登録」を行っていることを確認する必要がある。

電子マニフェストの留意事項（3）

【運搬時における書面の備え付け等】

電子マニフェストを利用した場合、産業廃棄物の運搬車は、以下の書面の備え付け（携帯）が義務づけられている。

- ・許可証の写し
- ・電子マニフェスト加入証の写し
- ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量、運搬先の事業場の名称等を記載した書類
（受渡確認票、電子情報でも可）

マニフェストに関する罰則

主な違反の内容	罰則
排出事業者が、マニフェストを交付しない。必要事項を記載しない。虚偽の記載をする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
収集運搬業者が、収集運搬を終えた後、マニフェストの写しを排出事業者に送付しない。必要事項を記載しない。虚偽の記載をする。	
収集運搬業者が、収集運搬を終えた後、処分業者へマニフェストを回付しない。	
処分業者が、処分を終えた後、マニフェストの写しを排出者に送付しない。必要事項を記載しない。虚偽の記載をする。	
排出事業者が、マニフェストの写しを5年間保存しない。	
収集運搬業者又は処分業者が、廃棄物の処理を受託していないのに、虚偽のマニフェストを交付する。	
収集運搬業者又は処分業者が、マニフェストの交付を受けていないのに、廃棄物の引き渡しを受ける。	
収集運搬業者又は処分業者が、収集運搬や処分を終了していないのに、マニフェストの送付や報告をする。	
排出事業者が、廃棄物の引渡し後、3日以内に情報処理センターへ電子マニフェストの登録を行わない。	
排出事業者、収集運搬業者及び処分業者が、情報処理センターへ電子マニフェストの虚偽の登録をする。	
収集運搬業者又は処分業者が、収集運搬や処分を終えた後、3日以内に情報処理センターへ報告をしない。虚偽の報告をする。	

4 産業廃棄物処理業者の帳簿の 備え付け

産業廃棄物処理業者の帳簿の備え付けについて

産業廃棄物処理業者は、排出事業者から委託されて収集、運搬又は処分を行った産業廃棄物について、
事業場ごとに帳簿を備え付け、1年ごとに閉鎖し、5年間保存
しなければなりません。

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

※マニフェストに法令で定められた報告項目が記入されている場合は、マニフェストを時系列的に保存することで、帳簿の記載に代用することができます。
(処分業者は一次マニフェストと二次マニフェストの紐付けも必要です。)

帳簿の備え付け・記載・保存義務違反・・・30万円以下の罰金

● 収集又は運搬を行う場合の帳簿の記載事項と記載期限

記載事項	記載期限
収集又は運搬年月日	翌月末まで
交付されたマニフェストごとの交付者の氏名 又は名称、交付年月日及び交付番号	マニフェストを交付された日から10日 以内
受入先ごとの受入量	翌月末まで
運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	翌月末まで
積替え又は保管を行う場合には、 積替え又は保管の場所ごとの搬出量	翌月末まで

● 帳簿記載例【産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管なし）】

収集又は運搬 年月日	マニフェスト交付者の氏名・名称、 交付年月日、交付番号	受入量 (種類)	運搬方法 運搬先・運搬量 (運搬終了年月日)
R5. 4. 1	〇〇(株) 筑紫太郎 R5. 4. 1 第〇〇〇〇〇〇〇号	10t (がれき類)	10tダンプ ▽▽処分場 運搬量 10t R5. 4. 1

●処分を行う場合の帳簿の記載事項と記載期限

記載事項	記載期限
受入れ又は処分年月日	翌月末まで
交付又は回付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	マニフェストを交付又は回付された日から10日以内
受け入れた場合には、受入先ごとの受入量	翌月末まで
処分した場合には、処分方法ごとの処分量	翌月末まで
処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く)後の(特別管理)産業廃棄物の搬出先ごとの持出量	翌月末まで

●帳簿記載例【産業廃棄物中間処理業】

受入れ又は処分年月日	マニフェスト交付者の氏名・名称、交付年月日、交付番号	受入量(種類)	処分量(種類) 処分方法 処分終了年月日	処分後の産業廃棄物 持出先・持出量 (2次マニフェスト交付番号)
受入年月日 R5. 4. 1	〇〇(株) 筑紫太郎 R5. 4. 1 第〇〇〇〇〇〇号	10t (汚泥)	10t (汚泥) 焼却 R5. 4. 5	▽▽処分場 持出量 1t(燃え殻) 持出日:R5. 4. 10 (第×××××号)

● 運搬の委託をする場合の帳簿の記載事項と記載期限

記載事項	記載期限
委託年月日	翌月末まで
受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	翌月末まで
交付したマニフェストごとの交付年月日及び交付番号	(特別管理)産業廃棄物の引渡しまで
運搬先ごとの委託量	翌月末まで

● 帳簿記載例【産業廃棄物中間処理業者が、中間処理後物を収集運搬業者に運搬を委託した場合】

委託年月日	受託者(収集運搬業者)の氏名・名称 住所・許可番号	2次マニフェストの 交付年月日 交付番号	排出事業者の 氏名・名称 1次マニフェストの交 付年月日・交付番号	運搬先 委託量 (種類)
R5. 4. 10	□□(株) 福岡一郎 □□市□□町□□ 第□□□□□□号	R5. 4. 10 第××××××号	〇〇(株) 筑紫太郎 R5. 4. 1 第〇〇〇〇〇〇号 △△(株) 宗像次郎 R5. 4. 1 第△△△△△△号	▽▽処分場 10t(燃え殻)

● 処分の委託をする場合の帳簿の記載事項と記載期限

記載事項	記載期限
委託年月日	翌月末まで
受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	翌月末まで
交付したマニフェストごとの交付年月日及び交付番号	(特別管理)産業廃棄物の引渡しまで
処分した場合には、処分方法ごとの処分量	(特別管理)産業廃棄物の引渡しまで
交付した2次マニフェストごとの、1次マニフェストの交付者(排出事業者)の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	(特別管理)産業廃棄物の引渡しまで
受託者ごとの受託の内容及び委託量	翌月末まで

● 帳簿記載例【産業廃棄物中間処理業者が中間処理後物を最終処分業者に処分を委託した場合】

委託年月日	受託者(処分業者)の氏名・名称 住所・許可番号	2次マニフェストの 交付年月日 交付番号	排出事業者の 氏名・名称 1次マニフェストの 交付年月日、交付番号	委託内容 委託量 (種類)
R5. 4. 10	□□(株) 福岡一郎 □□市□□町□□ 第□□□□□□号	R5. 4. 10 第××××××号	〇〇(株) 筑紫太郎 R5. 4. 1 第〇〇〇〇〇〇号 △△(株) 宗像次郎 R5. 4. 1 第△△△△△△号	埋立 10t(燃え殻)

5 各種申請等

申請（届出）の窓口

種 類	内 容	申請(届出)の窓口
(特別管理) 産業廃棄物 収集運搬業	政令市 ^{※1} 内を含む福岡県域で収集運搬を行う	福岡県内の各保健福祉環境事務所 ^{※2}
	政令市内で積替え保管を行う 又は、一の政令市内のみで収集運搬を行う	各政令市 ^{※3}
(特別管理) 産業廃棄物 処分業	政令市を除く福岡県域で処分を行う	福岡県内の各保健福祉環境事務所 ^{※4}
	政令市内で処分を行う	各政令市 ^{※5}
産業廃棄物 処理施設	政令市を除く福岡県域で処理施設を設置する	福岡県内の各保健福祉環境事務所 ^{※4}
	政令市内に処理施設を設置する	各政令市

※1 福岡県内の廃棄物処理法の政令で定める市は北九州市、福岡市、久留米市です。

※2 駐車場、事務所又は取引先の最寄りの保健福祉環境事務所が窓口になります。

※3 申請先と異なる政令市や、政令市以外の県域での収集運搬は、別に許可が必要です。

※4 処分を行う事業場を所轄する保健福祉環境事務所が窓口になります。

※5 申請先と異なる政令市や、政令市以外の県域で処分業を行うには、別に許可が必要です。

(特別管理) 産業廃棄物処理業関係

種 類	該当事項・対象者	提出時期	根拠法令
許可申請書	業を新規に行う	事業の用に供する 施設設置後 ^{※1}	法第14条 第1項、第6項
	許可更新	許可期限の概ね 60日前 ^{※2}	法第14条の4 第1項、第6項
事業範囲変更 許可申請書	事業範囲の変更	事業の用に供する 施設設置後 ^{※1}	法第14条の2 第1項 法第14条の5 第1項
廃止・変更 届出書	事業の全部又は一部の廃止	廃止・変更後10日以内(※登記事項の変更が必要な項目は、 30日以内)	法第14条の2 第3項 法第14条の5 第3項
	住所その他環境省令で定める事項の変更		
欠格要件 該当届出書	欠格条項に該当	該当後2週間以内	
産業廃棄物 処理実績報告書	処理業者	次年度の 6月30日まで ^{※3}	県施行細則第14条 第2項

※1 申請(又は届出)の際には、必ず事前に申請窓口にご相談ください。

県ホームページ: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sanpaishinsei.html>

※2 県、北九州市、福岡市、久留米市で取扱いが異なる場合がありますので申請窓口にご確認ください。

※3 県、北九州市、福岡市、久留米市ともに提出期限は同一です。

処理業許可申請に関する講習会

処理業許可申請又は更新許可申請の際、申請に応じた許可申請に関する講習会を修了していなければなりません。

- 収集運搬業（産廃・特管）
- 処分業（産廃・特管）

新規講習会修了証有効期間・・・5年

更新講習会修了証有効期間・・・2年

受付機関 JWセンター(公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター)
でWeb受付(<https://www.jwnet.or.jp/workshop/application/index.html>)

産業廃棄物処理施設設置者関係

種 類	該当事項・対象者	提出時期	根拠法令
設置許可申請書	産業廃棄物処理施設を新たに設置する場合	事前に※1（条例手続きが必要な場合は手続終了後※2）	法第15条第1項
変更許可申請書	産業廃棄物処理施設を変更する場合（軽微な変更を除く）		法第15条の2の6第1項
使用前検査申請書	設置許可、変更許可を受けた後、施設が竣工し、使用前検査を受ける場合	施設竣工後	法第15条の2第5項 法第15条の2の6第2項
定期検査申請書	焼却施設、PCB処理施設、石綿溶融施設、最終処分場設置者（直近の使用前・定期検査から5年3月以内に検査を受けなければならない）	あらかじめ	法第15条の2の2第1項
軽微変更等届出書	産業廃棄物処理施設に軽微な変更等があった場合 施設を廃止・休止・再開した場合	遅滞なく	法第15条の2の6第3項

※1 申請（又は届出）の際には、必ず事前に申請窓口にご相談ください。

様式のダウンロードはふくおか電子申請サービスをご活用ください。

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp>

※2 県、北九州市、福岡市、久留米市で取扱いが異なりますので申請窓口にご確認ください。

条例手続き：「福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に基づく手続き

自動車検査証（車検証）の電子化について

- 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、令和5年1月4日以降に発行される車検証が電子化されています。
- 令和5年1月4日以降に発行された車検証については従来添付していた車検証の写しに代えて、「**自動車検査証記録事項**」を添付すること。

※自動車検査証記録事項については、令和5年1月以降少なくとも3年間は運輸支局の窓口で電子車検証とあわせて交付されるほか、国土交通省が提供する車検証閲覧アプリにて出力可能です。

記録年月日		令和 5年 5月 24日	
自動車検査証記録事項			914230048086
自動車登録番号又は車両番号			
車台番号			
発給年月日/交付年月日	平成 22年 5月 28日	初年度登録年月	平成 22年 5月
2.所有者・使用者情報		有効期間の満了する日	
所有者の氏名又は名称		令和 6年 6月 6日	
所有者の住所		[40526 0100]	
使用者の氏名又は名称			
使用者の住所			
使用の本拠の位置			
3.車両詳細情報			
車名 いすゞ [012]			
型式 BKG-NMR85N		原動機の型式 4JJ1	
自動車の種別 普通		用途 特種	
車体の形状 貨車		最大積載量 3000kg	
車重重量 3750kg		乗車定員 3人	
車両総重量 6915kg		長さ 512mm	
前後軸重 1730kg		幅 188mm	
前後軸重		高さ 224mm	
前後軸重		総排気量又は定格出力 2.99L	
燃料の種類 軽油		型式指定番号	
型式指定番号		類別区分番号	
4.備考			
[注意事項] 記録事項はシステム登録時点の情報となります			
車両ID			
0210			

マイナンバー制度導入に伴う、 住民票の写し等の取扱いについて

各種申請等に添付される
住民票の写し等について
は、**個人番号が記載され
ていないもの**を提出してく
ださい。



優良産廃処理業者認定制度（1）

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした
優良な産廃処理業者を認定する制度

＜認定を受けるメリット＞

- 許可の有効期間が7年間に延長
- 許可証などにより排出事業者へPRが可能
- 許可申請時の添付書類を一部省略可能 等

優良産廃処理業者認定制度（2）

＜優良認定業者認定基準＞

次の基準の**すべてに適合**していることが必要

- 1 実績と遵法性
- 2 事業の透明性
- 3 環境配慮の取組
- 4 電子マニフェストの利用
- 5 財務体質の健全性

※ 詳しくは申請窓口にお尋ねください。

産業廃棄物処理業者等に対する行政処分

- 産業廃棄物処理業の事業停止命令、許可の取消し
- 産業廃棄物処理施設の改善命令、使用停止命令、設置許可の取消し
- 改善命令
- 処理基準違反に基づく措置命令
- 排出事業者に対する措置命令
- 許可取消しを受けた者等に対する措置命令
- 事故時の措置に対する命令
- 事故時の応急措置に対する命令

※ 下線部については、平成27年度以降、県による行政処分事例あり。

※ 福岡県では、法令に基づく行政処分の対象となった事業者名及び処分内容を、県のホームページで公表しています。（県条例第19条第2項）

行政処分対象事業者の公表

令和5年度

〇〇株式会社

処分の年月日：令和〇〇年〇月〇〇日

行政処分の内容：産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

[詳細\(〇〇株式会社\) \[PDFファイル/00KB\]](#)

ご清聴ありがとうございました。

